

くらしのちえ

第170号

2018年
7月発行

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

まさかの出来事に備える

まさか
私が...



自然災害、交通事故、人的災害等々、人生に「まさかの出来事」はつきものですが、自分が被害者になる事は想定しても、加害者の立場になる事は想定しにくいものです。

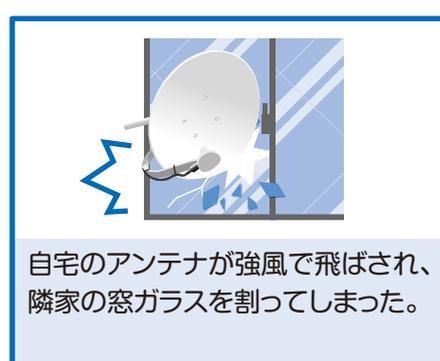
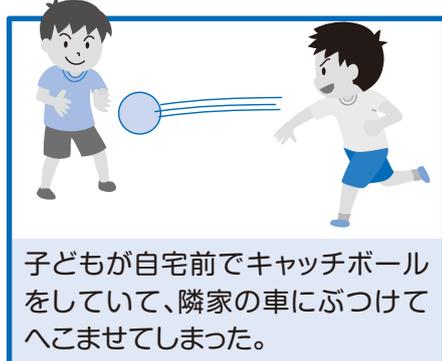
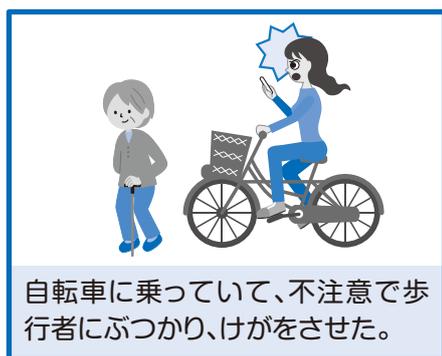
最近、自転車事故で加害者の立場になり、多額の損害賠償請求をされるというような事例も増えていきます。「まさか」に備える保険、見直してみませんか？

個人賠償責任保険 知っていますか？

個人賠償責任保険は、個人またはその家族^(※)が、日常生活で誤って他人にけがを負わせたり、他人の物を壊して損害賠償請求されたり、弁護士費用を負担した場合の損害を補償する保険です。

※世帯主が契約すると「生計を共にする同居の親族」は、被保険者になり、子どもが起こした事故も対象になります。また、子どもには「生計を共にする別居の未婚(これまでに婚姻歴がない)の子」が含まれます。

Q.1 個人賠償責任保険は、どのような場合に補償されますか？



Q.2 個人賠償責任保険で、保険金の対象になるのはどのような費用ですか？

被害者に対する損害賠償金
(治療費・修理代・慰謝料など)

+

弁護士費用
訴訟になった場合に必要な費用等
(このサービスを付帯しているかは
保険会社によって異なります)

Q.3 個人賠償責任保険は、どのようにして契約しますか？

- ★個人賠償責任保険は、火災保険、自動車保険、傷害保険などの特約として契約します。また、クレジットカードの特約として付帯することも出来ます。(クレジットカードに自動付帯されているものもあります)
- ★保険期間1年間、保険金額1億円に設定しても、年間の保険料は数千円程度なので、契約しやすい保険と言えます。

Q.4 個人賠償責任保険で、補償の対象にならないのは、どのような場合ですか？

1. 自動車等の車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任
2. 他人から借りた物、預っている物に対する賠償責任 等

●特に自転車事故に備えたい方は

自転車は手軽な乗り物ですが、事故になると高額な賠償金が必要になるという事例も多数あります。個人賠償責任保険で備える他に、自転車に乗っている人に対する傷害保険と賠償責任保険の両方を兼ね備えた「自転車保険」や、自転車の点検、整備を兼ねる「TSマーク付帯保険」もあります。



TSマーク付帯保険

TSマークは、自転車安全整備店※で、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されます。この保険は、保険有効期間中のTSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が対象です。

※自転車安全整備店は、(公)日本交通管理技術協会のホームページで検索できます。

		TSマーク	
		第二種TSマーク(赤色マーク)	第一種TSマーク(青色マーク)
			
賠償責任保険		1億円 (平成29年9月30日までに添付した場合には補償金額は5000万円です)	1000万円
傷害保険	死亡 重度後遺障害	100万円	30万円
	入院15日以上	10万円	1万円
有効期間		1年間(1年過ぎたら、点検整備を再度受けて更新する必要があります)	
手数料		自転車の点検・整備に含まれる	

東京都自転車安全利用条例では、ヘルメットの着用・賠償責任保険への加入を努力義務と規定しています。

●特に賃貸住宅で起こる事故に備えたい方は

集合住宅の入居者は、個人賠償責任保険で階下への漏水など第三者への損害賠償には備えることが出来ますが、火災に備えるためには、別の備えが必要になります。

1 借家人賠償責任保険 — 貸し主(大家)への損害賠償に備える保険

賃貸住宅の契約をする際に、火災保険の契約を求められることがあります。「建物の火災保険は大家が契約するのでは」と思いがちですが、入居者が賠償責任を求められることがあります。



木造住宅が多い日本では、失火による損害が莫大になり、火災を起こした人の責任が重すぎるということからこのような法律があります。



失火責任法

火災の場合には火災を発生させた本人も甚大な損害を受けることが多いので、失火によって、隣家に延焼したような場合でも本人に「重大な過失※」がなければ、失火による損害賠償請求は出来ません。

※重大な過失

1. ガスコンロに天ぷら油の入った鍋をかけたまま、その場を離れた
2. タバコの火が消えたことを確認せず、吸殻が入った紙袋を放置して外出した 等

ただし 借りている部屋で火災を発生させた場合には、貸し主(大家)に対しては善良な管理者としての注意義務違反を問われて、損害賠償責任を負います。この責任は、「失火責任法」の規定でも、免れることが出来ません。貸し主への賠償責任に備えるための保険が「借家人賠償責任保険」です。



2 家財保険 — 自分の家財の損害に備える保険

万一、隣室から失火して、自分の部屋の家財が燃えてしまったような場合には、隣室の人には失火責任法で損害賠償を求められないので、自分で備える必要があります。



チェックポイント



私たちの日常には、さまざまな「まさかの出来事」が潜んでいます。日常生活を注意深く送ることが一番ですが、それでも、思いがけないことは起きてしまうものです。

- どこまでの備えが必要か、また保険に重複加入してしまっていて、過剰に保険料を払っていることがないか確認しましょう。
- 自動車保険や、クレジットカードの特約として契約した場合、自動車保険やクレジットカードを解約すると、主契約が無くなって、特約が切れてしまうので注意しましょう。

■損害保険に関する相談窓口■

(一社)日本損害保険協会「そんぽADRセンター」

0570-022808 【IP電話】(03)4332-5241

平日 9時15分～17時

台東区の消費者団体からのお知らせ 「みどりの会」

「みどりの会」は、布や紙などをリサイクルして小物やパッチワーク等を作り、資源を有効利用するための活動をしている団体です。リサイクルや環境問題について勉強をし、自分たちができることを楽しみながら行っています。

みどりの会の活動のご案内

ぜひ、遊びに来てください

〈場所〉環境ふれあい館ひまわり2階 〈日時〉第2日曜日、第4火曜日10:30～15:00
★布で小物を作ります。バンダナくらいの大きさの布2枚と裁縫道具をお持ちください。

参加費無料
予約不要

一言メモ

資源回収はルールを守って出しましょう!



例えば 台東区のペットボトルの回収

- ①キャップとラベルをはずす。
 - ②水で中をゆすぐ。
 - ③つぶせるものはつぶす。
 - ④集積所の「緑」のコンテナ又は専用のネットに出しましょう。
- ・ソース・油などが入っていたもの、洗剤・薬品が入っていたものは「燃やすごみ」として出しましょう。



このマークが付いているペットボトルが対象です。

「消費者月間パネル展」を開催しました!

5月の消費者月間に合わせて、5月22日(火)から27日(日)まで台東区生涯学習センター1階のアトリウムでパネル展を開催しました。パネル展では、区内の5つの消費者団体が日頃の活動や研究の成果を発表しました。また、26日(土)、27日(日)では消費者団体が手作りコーナーを開設し、「根付作り」や「納豆パックを用いたフレーム作り」を行いました。親子で楽しく手作り体験をするなど、多くの方に参加いただきました。



手作りコーナー



みどりの会による「根付作り」



手作りコーナー

コープみらいひろば台東
「納豆パックでフレーム作り」



台東区消費生活センター

相談専用電話 (03)5246-1133

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。

注意! 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

などの架空請求のはがきが送付されています。
こんなはがきが届いても無視しましょう。

不安な場合は
台東区消費生活センターに
ご連絡ください。

